

中国における連続商標の実質的保護

天達共和法律事務所

張嵩



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。張嵩氏は弁護士・弁理士であり、知財業務全般に対応。専門技術分野は通信、半導体、電子回路、ナビシステム、ソフトウェア等の電気分野。

■ 連続商標の定義

連続商標とは、商標の本質的部分が互いに近似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない部分のみが相違している複数の商標をいう。例えば、色または書体のみが違う商標等をいう。

■ 香港の連続商標出願制度

香港では、商標規則第97条および商標条例第51条において、連続商標の登録出願規則が規定されており、以下の要件を満たす場合、通常の商標のみならず、防護商標、団体商標、および証明商標についても、連続商標を一出願で提出することが可能である。

- (1) 連続商標が2つ以上4つ以下の商標により構成されること
- (2) すべての商標の表示を提出すること
- (3) 各商標がその要部が互いに類似しており、商標の本質に重大な影響を与えず、
顕著的特性に係らない部分のみが相違しているものであること
- (4) 出願が登録の要件を充たすこと

なお、香港知的財産権局が連続商標として提出された商標に上記条件(3)を充たさないものが存在すると認めた場合、その商標につき出願人に対して分割出願を要求することができる。

■ 中国本土における連続商標制度

中国本土では香港とは別の法制度が施行されており、香港のような連続商標制度は存在しない。

■ 中国商標法における関連規定

(1) 一出願一商標

中国の商標出願は「一出願一商標」というルールに準じている。つまり、一件の出願で一つの商標しか提出できず、香港のように一件の出願で複数の類似商標を提出して登録を求めることはできない。

なお、現行の中国商標法（2013年8月30日改正、2014年5月1日施行）第22条第2項により、出願人は複数の区分に係る商品につき同一の商標を一件の出願で提出することが可能となった。つまり、従来は「一件の出願において、一商標は一区分に限る」という厳格な出願ルールであったが、商標法改正により一件の出願において、一商標で複数区分を指定することが可能となった。これにより、出願人側の出願書類の準備等の負担がある程度軽減されるが、複数の区分について出願する場合、官庁費用はその区分数分まで相応的に上がることになるため、費用の面においては以前とさほど変わらない。

(2) 登録商標の態様や商品・役務の変更および追加

登録商標の態様や指定商品および役務を変更する必要がある際には、下記条文が定めるように、別途の商標登録出願を行う必要がある。

中国商標法第23条

登録商標について、使用を定めた範囲以外の商品において商標権を取得する必要があるときは、別に登録出願しなければならない。

中国商標法第24条

登録商標について、その標章を変更する必要があるときは、新規に登録出願しなければならない。

(3)他人の先行登録商標や初期査定商標との抵触

中国商標法第30条の規定により、登録出願する商標が他人の同一または類似した商品につきすでに登録または初期査定された商標と同一または類似するものである場合、拒絶査定が下される。本条に規定した先行する抵触商標は他人の商標に限られるため、出願人自身の先行商標であれば、先行する抵触商標とはならない。したがって、出願人が同一であれば、同一または類似の商品につき同一商標または類似商標を出願することができる。つまり、連続商標を香港のように一出願で出願することはできないが、複数の出願で対応することが可能である。

(4)商標の使用について

中国商標法第56条の規定により、登録商標の権利範囲はその登録査定を受けた商標および商品に限られる。

また、中国商標法第49条第1項の規定により、商標権者が登録商標の使用において登録商標の態様、商標権者の名義、住所または他の登録事項を自ら変更した場合、地方の工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じる。期限が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。

従って、原則として登録商標をその登録を受けた態様のまま使用すべきであり、登録商標の文字、図形、色またはそれらの組み合わせを変更して使用しようとする場合、未登録商標として使用することができるものの、登録商標の標記を付けて登録商標として使用してはならない。

なお、法発〔2010〕12号司法解釈（最高裁による「商標権の登録・確定に関わる行政案件の審理における若干問題に関する意見」）第20条の規定により、商標権者が実際に使用した商標が登録を受けた商標と比べて微細な差異があっても、その顕著な特徴が変更されていない限り、登録商標の使用と認められる。

■ 参考情報

- ・ 中国商標法 第 22 条第 2 項、第 23 条、第 24 条、第 30 条、第 49 条第 1 項、第 56 条
- ・ 中国最高裁による「商標権の登録・確定に関わる行政案件の審理における若干問題に関する意見

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)